

# 規範理論における主題としての「家族」

岡野 八代\*

## 目 次

家族という「主題」	方法論と関心の所在について
第一節	規範理論における「家族」 過剰な家族論
第二節	近代的公私二元論と「家族」 空疎な家族論
第三節	フェミニズムにおけるケアと正義の二元論
むすびにかえて	新しい政治的「主体」論にむけて

## 家族という「主題」 方法論と関心の所在について

筆者は、かつて拙稿「家族と政治」において、政治理論、とりわけ西洋の政治思想史において、家族はつねに非政治的な存在として「政治的に」語られてきたがゆえに、非政治的なもの、自然な存在として「政治的に」構築された存在である、と論じた。そして、権力から遠ざけられている者たちの活動や価値に、もっと政治的な光を当てるために「わたしたちは、世界をちがうようにみる必要がある」と提言することで、結論に代えた〔岡野 2000：254〕。

本稿では、拙稿における問題関心をさらに発展させ、西洋政治思想史において連綿と「主題」として語られてきた家族論を読み直し、新しい家族論の可能性を探究する契機としてみたい。

問題関心について触れるまえに、「主題」としての家族を論じるという場合、既存の家族論を再読し、新たな家族論を展開するために、いかなる方法論に依って立っているのかについて若干触れておこう。家族と同じよ

---

\* おかの・やよ 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授

うに、わたしたちの身の回りに偏在するかのように思われる都市を語ることの難しさを論じるなかで、水口憲人は、都市が「人間の社会関係への関心に媒介されて、都市はなぜ都市であるのか」という問いに包摂されるとき、都市ははじめて、分析者の実践関心に沿って「主題」化されると述べる[水口 2007:8]。「分析者の主体的価値関心から「切り取られた」都市が、その分析者の「主題としての都市」であり、体系化とは異なる、分析者が焦点化する社会関係のなかで捉え返される都市論の形を、水口はまた、布置 constellation という概念を援用することで提唱してもいる[ibid.: 10]

本稿では、こうした主題と布置をめぐる水口の議論に触発されて、以下のような方法にしたがって論を展開していく。第一に、政治思想史において家族を「主題」としてきた思想家をとりあげ、かれらによって「切り取られた」家族にいかなる社会関係が投影され、実践的な政治的関心が家族という「主題」に込められているのかを読み取りつつ(第一節・第二節)、まさに一つ一つの輝ける星でもある個々の「家族」論を、新たな家族の可能性を論じるという本稿の関心(=布置)のなかでマッピングしてみるならば、どのような星座 constellation が浮かび上がるのかを描いてみたい(第三節)。

問題関心に沿って言い換えるならば、本稿では次の二点について論じられる。

第一に、規範理論における「主題」としての家族論が、政治思想史においていかなる機能を果たしてきたかを抽出する。政治思想の核心は、政治的なものとは何か/何であるべきか に応えることにある。そのため家族は、政治的ではないもの/あってはならないものを論じるさいに、政治思想にとって重要な「主題」であり続けてきた。政治思想が、規範論としてあるべき人間社会の姿・関係性を構想し続けてきたとすれば、あるべき人間社会とその関係性を支え続けるシャドーワークを家族論が引き受けてきたのではないかと問題提起してみたい。この問題提起は、文

字通り影のような存在でありながら、政治思想史において厳然と存在し続けてきた家族論を、思想家たちの「主題」として取り上げることで初めて、現前し得る問いかけでもある。

第二に、私的なものを影の存在として構築し続けてきた、(少なくとも西洋の)政治思想史を貫く公私二元論は、フェミニズム理論においてはつねに批判の対象となってきた。しかしながら、フェミニズム理論においても、公私二元論を根拠づける、各々の領域で必要とされる活動力・心性の違いについては、じつは男性中心的な政治思想史における論理を踏襲している嫌いがある<sup>1)</sup>。ケアの倫理「対」正義の倫理をめぐる議論を再考しながら、これまで私的領域に閉じこめられがちであったケアという「布置」のなかに、これまで影としてのみ扱われてきた家族という政治思想史における「主題」を配置し直してみたい。その試みのなかで、ケアという活動・関心が、いかに政治的に意味をもった活動であるか、そして、「ケア」の政治的含意に目を向けない政治こそが、逆説的だが、ケアを定義してきた「偏向性」「身びいき」「差異への無関心」といった特徴を帯びているのだと指摘する。

本稿のそうした試みが成功したならば、わたしたちは、これまでとは異なる形の家族という星座を発見し得るはずである。

---

1) 歴史的にもそのことは、たとえば第一波女性解放運動のなかで参政権を求める女性たちの言説のなかにも見られる傾向である。つまり、道徳的に見れば悪いと思われることもときに政治的には要求される公的領域から離れている女性たちは、そうした悪徳に手を染めていないからこそ純粹であり、道徳的に優れているとさえ考えられていたがために、かえって参政権から遠ざけられていた状況に対して、第一波フェミニズム運動を推進した者たちは、道徳的に優れているからこそ女性も政治に参加し、謀略や駆け引き、裏切りにまみれた権力政治を浄化しなければならない、と主張した。この点については、英国と合衆国の参政権運動家たちの言説と、アリストテレスが描写した公的領域と政治的領域のそれぞれの特徴との相似性をいち早く指摘した [Elshtain 1982b] を参照。

## 第一節 規範理論における「家族」 過剰な家族論

政治思想史において、公的領域を政治の領域、私的領域を家政 household の領域としてはっきりとその違いが規定されたのは、アリストテレスにまで遡る。原始共産制を説いたプラトンの『国家』を批判したアリストテレスは、『政治学』第一巻でつぎのように政治と家族を区別している。

主人の支配と政治家の支配とが同一であることも、すべての支配が互いに同じであることも、決してないことも明らかである。なぜなら後者は自然によって自由である者たちの支配であるのに、前者は自然によって奴隷である者たちの支配であり、また家政術は独裁政治であるのに [...], <sup>オイコノミケー</sup> 国政府 <sup>ポリテイケー</sup> [...] は自由で互いに等しき者たちの支配であるからである [アリストテレス : 1255b<sup>2)</sup>]

アリストテレスの考えによれば、世帯/家政 household は人々がニーズを満たすために自然の衝動によって集う共同体であり、「善い生活」のために熟慮を経て構成される政治体(ポリス)とは、その目的も、共同体内の活動も、支配形態も異なっている。

まず確認しておかなければならない点は、アリストテレスの哲学において男性と女性は自然において異なる存在であり<sup>3)</sup>、また当時アテネの市民となる者と奴隷の間にも自然における違いが存在すると考えられていたこ

2) 以下、アリストテレス『政治学』についての翻訳は、田中美知太郎ほか訳、中央公論社版と、山本光雄訳、岩波書店版を参考にしている。

3) 「女性に対する男性の関係も、自然において、劣者にたいする優者の 支配されるもの <sup>にたいする支配するもの</sup> 関係である。かかる一般的原理は、同様にすべての人間一般にもあてはまるに相違ない。かくしてわれわれは、ちょうど身体が魂から異なり動物が人間から異なるように、他の人間から異なっているすべての人間は、生まれながらにして奴隷なのであり、かれらにとっては、まさに他のばあいについて述べた同じ原理によって、主人によって支配されるのがよりよいのである」[アリストテレス : 1254b]

とである。他方でまたかれは、女性が市民となってその卓越性を競い合うことができない理由として、女性たちが家内で果たす義務を挙げている [cf. *ibid.*: 1264b]。その本性上、女性は家事労働に向いているから、政治には向かないのか、それとも女性は実際に家事労働を引き受けるから、その結果政治には向かない存在になるのかは『政治学』を読む限り判然とはしない。だがいずれにせよ、家内での労働に縛られているからこそ奴隷と女性たちは、アリストテレスが人間の真の活動として高く評価する政治的活動、すなわち、民会でポリスにとって必要な議題を討議し、陪審員として熟慮を経た判断をする能力を身につけることができなかったのである<sup>4)</sup>。

ここでは、アリストテレスにおける公私の二元論を、公的領域 = 自由の領域、私的領域 = 必然<sup>ネセシイテイ</sup> / 必要の領域として現代に再生させようとした思想家、ハンナ・アーレントの議論を援用しながら、もう少し詳しく、家族とポリスの関係についてみておきたい。

アーレントが解釈するには、古代において「個体の生命と種の生存に関わるもの」はその定義上、非政治的な家政に関わる問題 household affair であった [Arendt 1958: 29 / 50]。家族は、したがって、生命の必要性が支配する領域である。それに対して、アリストテレスがポリスを「自由である者たちの支配」、「等しき者たちの支配」と定義するのは、家族内における「必然」を克服した家長たちが集う領域であるからである<sup>5)</sup>。生命の必然を克服することが、ポリスの自由の条件であった。

当時のギリシア哲学において、奴隷制度が当然視されていたのは、それがポリスの自由を維持するための手段であったためである。家政は前政治

4) アリストテレスの女性論に関する詳細な分析は、[Okin 1979: esp. chap. 4]を参照のこと。オーキンによれば、「女はその再生産機能と家庭内のその他の責務によって定義されるとする前提命題は、アリストテレスが女について語るあらゆる論点に浸透している」 [ *ibid.*: 86 / 66. ]

5) たとえば、アリストテレスはつぎのように、市民の徳を持つ者はどのような存在かについて論じている。「それは必ずしもすべての自由市民にさえ期待されえないのであって、ただ生活の必要に属するような仕事から解放された自由市民だけが、そのような徳をもちうるのである」[アリストテレス: 1278a]

的な制度であり、そこでは家長が妻子と奴隷たちを、ときに力と暴力によって支配していた。その意味で、「家政は厳格な不平等の中心である」[ibid.: 32 / 53]。それに対し、行為 action と言論 speech によって自らの卓越を示す政治の領域は、平等な者のみが存在している。アーレントは、この平等についてはアリストテレスでなくヘロドトスから引用し、支配のない状態 *isonomie* であると定義する [ibid.: 32(note#22) / 116 (注 22)]。したがって、この支配のない状態が暴力による支配によって破壊されないために、生命の必要とそれを満たす必然性にかき立てられた活動は<sup>6)</sup>、厳格に私的領域に「隠されて」おかねばならなかった [ibid.: 71 / 101]。

したがって、隠されていたのは、「肉体によって生命の[肉体的]欲求に奉仕する」労働者であったし、肉体によって種の肉体的生存を保証する女であった。女と奴隷は、ともに同じカテゴリーに属し、隠されていた。しかし、それは女と奴隷がだれか別の人の財産だったからではなく、彼らの生活が「骨の折れる」<sup>ラボリアス</sup>もので、もっぱら肉体的機能に向けられていたからであった [ibid.: 72 / 103. 強調は引用者]

6) アーレントがいかにも、身体・生命の必然が公的な関心事になることに対して、批判的であったかについては、[Pitkin 1995]、[Honig 1995]を参照。身体・生命の必然が公的な関心事になった領域を、アーレントは近代に固有の「社会」領域だと考える。ピトキンが指摘するように、『『人間の条件』において社会、あるいは社会的なるものは、つぎのように実にさまざまに表現されている。それは、ひとびと、あるいは、その他の存在物を「吸収する」、「包摂する」、「むさぼり食う」。あるいは、それは、「出現する」、「育つ」、成長を「野放しにする」。また、領界、あるいは領域に「入る」、「侵入する」、「征服する」。[...]それはまるで、SF 小説のようだ。わたしたちのまったく外部にいて、かけ離れた存在である悪魔のような怪物ブラップが、あたかも宇宙から現れ、わたしたちを追い払い、わたしたちの自由と政治につかみかかる」[Pitkin 1995: 53 / 81]

あるいは、『革命について』においてアーレントは、以下のようにも論じている。「わたしたちが自らにもしないようになればなるほど、わたしたちが活動的でなくなればなるほど、この生物学的なプロセスはますます強力で現れ、それが本来持つ必然 / 必要性をわたしたちに強要し、人類のあらゆる歴史の底に流れている生々流転という宿命的な自動性で、わたしたちを震えあがらせるのである」[Arendt 1963: 59 / 89-90. 強調は引用者]

こうした文脈の中でアーレントが古代ギリシア哲学においてとりわけ着目するのが、「自分の肉体をもって生活の必要物に仕える」ことに対する蔑視である [ibid.: 80 / 134]。彼女によれば、ギリシアにおいて「痕跡も、記念碑も、記憶に値する偉大な作品も、なにも残さないような骨折り仕事」は [ibid.: 80 / 135]、対象物を世界に残す仕事 *work* とは区別される労働 *labor* である<sup>7)</sup>。労働に対する嫌悪や軽蔑は、それに携わる者たちに対する蔑視から発していると考えるのは、近代的な歴史家の偏見であるとアーレントは断定する。むしろ、古代においては、生命を維持するための労働が奴隷的性格を持っているために、市民たちは自らの奴隷化を避けるために、奴隷を所有した、という [ibid. 83 / 137]

こうして、奴隷と妻は、それらが果たすべき機能によって、市民的活動領域であるポリスから厳格に排除されることになる。しかもアーレントによれば、彼女たち・かれらが担う労働や機能が、ひとにとって「必然的」であればあるほど、彼女たち・かれらは自由人たちの支配下におかれ、その活動範囲と能力は制限されることになる<sup>8)</sup>。

アリストテレスによる『政治学』は、当時のポリス、アテナイの政治的経験を反映した書物であるといわれている。そこには、市民とは誰か、政治とは何か、といった政治学の基本的な概念について、経験に基づいた議論が展開されている。奴隷制度が遺制となった現在から『政治学』を読み直すとき、わたしたちは、市民を規定するためにいかに奴隷に関する議論

---

7) 労働と仕事に関する区分の根拠としてアーレントが言及するのが、そもそも二つの用語の語源である。「たとえば、ギリシア語は *ponein* と *ergazesthai* を区別し、ラテン語は *laborare* と *facere* あるいは *fabricari* この二つは同じ語源をもつ を区別する。フランス語では *travailler* と *ouvrer*、ドイツ語では *arbeiten* と *werken* が区別されている。これらのすべての事例において、ただ「労働」に相当する語だけが苦痛とか困難という明白な意味を持っている」[Arendt 1958: 80 (note #3) / 198 (注 3)]。

8) アリストテレスが奴隷 女性については、「自然において」なのか、その活動のためなのかは、判然としないが に欠けていると考える能力は、熟考して決断する能力 *to bouleutikon* と予見し選択する能力 *proairesis* である [cf. ibid.: 84 (note# 12) / 202 (注 12)]。



が多いか、政治を規定するためにいかに家政に関する議論が多いかに驚かされる。いやもっと言うならば、なぜ家事や育児といった家内での労働を非政治的な活動力と規定するのか、といった現在にまで通底する議論を、その饒舌なほどの奴隷をめぐる議論の中に見いだし、驚かすにはいられないのだ<sup>9)</sup>。

## 第二節 近代的公私二元論と「家族」 空疎な家族論

前節でわたしたちがアリストテレスの議論から確認した公私二元論は、政治の領域と家政の領域を厳格に区分するものであった。政治思想史において公私二元論は、国民国家が成立する近代以降も異なる形で維持され続けることになるが、私的領域は、少なくとも三つの異なる領域に分岐し、また、公的領域と私的領域の関係も、古典的な関係とは異なる意味合いを持ち始める。後者についてまず言及しておくならば、近代において私的領域とは何よりも、国家の強制力から「自由な」領域として理念化され、家長が子ども・妻・奴隷たちを「独裁的に支配する」と観念され制度化されてきた古典的な私的領域とは、その性格を変える<sup>10)</sup>。

9) たとえば、ジョアン・トロントは、アリストテレスの議論を通じて、奴隷労働とケア労働を「政治的生活に携わることが適わない者たちが携わる」労働として、直接的に同列に論じている。すなわち、ケア労働がなぜ、政治生活にとって不適切なのかといえば、「アリストテレスの説明に従うならば、ケアは、つぎのような世界に関わるからである。つまり、関心の幅が狭く技術的な世界と依存の世界である。そこでは判断力は一つのこと集中しすぎていて、狭い。ケアは、直接的なことに関わっているので、直接的な関心事以外にもっと広いことを考えることを妨げる。ケアは、局所的である。ケアは、分別がない。ケアは、人間にとってより高尚なものでなく、低俗なものに結びついている。すなわち、基本的な物理的なニーズに応える、といった人間の低級な欲望の追求に結びついている。こうした関心事を超越して初めてひとは、政治に携わることができるようになる」[Tronto 1996: 141]

10) 古代ローマ時代に、古典的な家族形態が完成されたことを指摘したものとして有名なものが、以下のエンゲルスの指摘である。「家族 *familia* という言葉は、本来は、感傷と家庭内不和から構成される今日の俗物の理想を意味するのではない。ローマ人のばあいには、それは当初、けっして夫婦とその子供を指すのではなくて、奴隷だけを指す。*famulus*



前者については、近代国民国家の正統性を理論づけたりベラリズムが大きく影響している。第一の、そして最も重要視された私的領域とは、内心の領域である。政教分離の原則の下に、国家主権を宗教的権威から解放するとともに、信仰と良心の自由は、なんびとからも干渉を受けない尊厳の核心に位置づけられるようになった。第二に、自由に商品の流通する場として労働市場が確立される。そして、第三の領域が、家族的な領域である。第一の私的領域によって確立された個の尊厳に根拠づけられながら、第二・第三の領域にも貫かれた論理が、契約の自由という理念とそれに伴う国家の不干渉であった。だが、家族の領域に関しては、「その当初から、ブルジョア家族において父が家父長的な権威を維持し続けたことと、政治的世界において平等と同意といった概念が発達したことの間に、緊張が存在した」[ Benhabib 1998: 86 ]

以上のような歴史的変化を受けて、以下では、家族の領域を古典的な家父長の独裁的権力から解き放し、その論理を梃子に、国家権力をも契約概念によって根拠づけようとしたロック、婚姻を純粋に契約関係によって観念しようとするカント、そしてそのカントを批判して婚姻をロマンチックな「愛」による男女の人格の「合一」として規定したヘーゲルの議論を概観する。この三者の議論からわたしたちは、その構成原理を契約へと一新させた家族論において、女性がいかに公的領域には向かない存在として描かれているかを確認する。

---

は家内奴隷のことであり、*familia* は一人の男に属する奴隷の総体のことである」[ エンゲルス 1965: 76 ]。また、関曠野の言葉を借りて古典的な公私の関係を説明するならば、「性を資源として管理することが社会の課題である限り、婚姻は部族や親族の慣習の形で社会のさまざまな構成要素と絡み合い、それとはっきり識別されずに全体的な社会構造に埋め込まれている」[ 関 2004: 71 ]

なお、日本において、明治以降天皇制下の家族国家観の前近代性を強調してきた政治思想史における主流の理解に対して、むしろ、明治期の家制度のなかに近代的な家族の萌芽を見いだした画期的な著作としては、[ 牟田 1996 ] を参照。

I) 17世紀社会契約論と、ロックにおける政治的家父長制批判

近代立憲主義の祖とも称されてきたロックは、その政治的主著である『統治二論』(1690)を、絶対君主制を擁護しようと『パトリアルカ』(初出1680)を著したフィルマー(1588-1653)を批判するために執筆した<sup>11)</sup>。フィルマーは、当時台頭しつつあったホッブズらに代表される社会契約論に反論する著作を執筆し、その死後1680年代から90年代にかけて、イングランドの王位継承権問題をめぐり注目を浴びた思想家である。フィルマーによれば、「統治の唯一無比の政治的正当化根拠は、絶対的な、つまりは生殺と奪権を含むような父権に依拠する君主政」であった[中山2000:23]

フィルマーに対して、ロックは、地上の支配者たちは、アダムの私的な支配権と父権からは、いっさいの恩恵も引き継がないし、権威も引き出せないことを第一論文で証明し[cf. Locke 1980: 7/6]、あくまで国家の権力を正当づけるのは、一人ひとりの同意であり、同意なしになんびとも自然状態から法の強制を受ける市民社会へと移行させられることはない、と第二論文で論じる。しかしながら、中山道子が鋭く問題提起するように、フィルマーを批判するロックが依拠する論理は、じつはアリストテレス的な公私二元論に依拠することで、フィルマーの社会契約論に対する根本的な批判に答えることなく、むしろその批判を回避しようとしている[中山

---

11) ロックは、1680年に執筆した『統治論』の第一論文において、『創世紀』に詳細な分析を加えることで『パトリアルカ』に逐語的な反駁を加えた。さらに、『市民政府論』として知られる『統治論』第二論文を執筆する目的も、フィルマーを反駁するためであると述べている。「世界中のあらゆる統治はただ武力と暴力の所産であり、人間の共同生活の法則となるものは、最強の者がつねに支配する獣の世界の法則と異ならず、こうしてたえず永遠の無秩序、害悪、争い、騒動、反乱[...]の種がまかれるのだ、などという考えを生じさせまいとする人は、統治の発生と、政治的権力の起源と、そして政治的権力をもつ人を指定し識別する方法などについて、ロバート・フィルマー卿が教えたものとは別なものをぜひとも見つけ出さなければならない」[Locke 1980: 7/6] なお、当時の英国の政治・思想状況に位置づけられたロックの契約論の再読については、[中山2000]を主に参照している。

2000: 45]。そもそも、社会契約論に対するフィルマーの批判とは、次のような批判であった。

自然的自由が存在する[と考える]場合には、優越的な権力は存在し得ない[ということになってしまう]。そこでは、すべての幼児が生まれたときから、世界でいちばん偉大で賢い男と同じ利益を持っている。[...]そしてもちろん、女性、特に未婚の女性達も、出生により、他のどんな人にも負けない自然的自由があり、であるから、合意なくして、その自由を失うべきではない[ibid: 34 より引用]

ロックが王権神授説をとるフィルマーを批判する論理とは、「万人が自由平等独立」である「自然状態」を想定することによって、そこでは各個人に所有権(=自由・生命・財産)が自然権として認められていることを根拠に市民政府を樹立すること、つまり、他者からの所有権侵害を防ぎ、立法権と司法権を確立し、より安定的に所有権を保証することに、政治的権力の正統性の拠り所を見いだしていく過程に存在していた。それが、フィルマーからの上述のような契約論批判に対する有効な反論となっているかは、ここでは問わない。ここで、注目したいのは、ロックによって、政治的権力と家族内における権力は、異なる目的を持つと明示されたことのもつ、その政治的な効果である。

ロックによれば、所有権保持者としての「個人」の自由と平等を保障することが政治的権力の正統性の根拠である。この目的を達するためには、政府は、所有権を侵害する者に対しては、まさに生殺と奪の権力を握る[Locke 1980: 8/7]。他方で、生殖と子の養育の場として、つまり政治的領域とは異なる領域として描かれる家族については、その反照的效果として構成員の関係は、たとえ、それが自発的な契約によって成立したものであっても、究極的には「自然」において不平等な関係として描かれる。

夫と妻とは、ただ一つの共通の関心をもつものではあるが、別々の悟性をもっているために、時として二人が別々の意志をもつこともまた避けられないであろう。そこで、最終的な決定権、すなわち支配権が、どこかに置かれていなければならないとするなら、それは当然、女性よりも有能で強力な男性が担うものとなる [Locke 1980: 44 / 85-6]

ところで、先述した17世紀英国における王位継承権問題において、王党派は当時の婚姻契約のなかに、自らの主張との親和性を見だし、臣民と君主の絶対的な支配 = 服従関係を婚姻契約なかに根拠づけようとした。メアリー・シャンリーは、つぎのように当時の議論状況を説明している。

1640年代には未だ、じっさいすべての思想家たちは、婚姻の「契約的な」要素は、相手と結婚するそれぞれの単なる同意 *consent* にこそ存在すると論じていた。男性も女性も、それぞれの地位に応じた権利と義務を負うということに、同意するのだ。つまり、男性の役割とは、家長であり支配者であり、女性の役割は、従順な従者である。婚姻に契約するとは、本質的にハイアラークカルで不変の、こうした地位に同意することであった [Shanley 1982: 81. 強調は原文]

ロック以前の議会派は、社会契約論に依拠することで、むしろ王党派のこうした契約論の援用に対して苦しい反論を迫られることとなる。というのも、当時婚姻とは当事者間の自由な契約だと観念されながらも、夫の絶対的な支配と妻の無権利、そして婚姻解消があり得ないことは当然視されており、換言すると、同意は自由意志によるものであっても、その契約内容は事前に決定済みであると認識されていたために、そうした契約概念を政治的支配の正統性に応用することは、王党派にこそ都合であったからである [ibid.: 82-3]

したがって、議会派は、婚姻の解消が可能なのか否か、夫の権利や父の権利の内容を巡り、真の婚姻を神聖な儀式とする それは、神との契約

なので、一度結びと解消し得ない　カノン法を見直すことを迫られたのである。議会派はまず、婚姻のイメージを変えることで、それとのアナロジーから、王の絶対的な権力を制限しようとするのだが、「議会派も、王党派と同様に、女性が自然において男性より劣っており、婚姻において妻は夫に従うことは聖書に命じられていると、疑わなかった」[ ibid.: 88 ]。そのため婚姻契約とのアナロジーに依拠しながら、暴君に対して臣民が抵抗可能であることを主張する議会派は、自らの契約論内の論理矛盾を払しょくできないでいた<sup>12)</sup>。

ロックこそが、親子関係に着目することで、夫と妻の支配 = 服従関係に限界を定めることで、立憲君主制を確立しただけでなく [ Locke 1980: esp. chap. VI ], 婚姻契約と社会契約とのアナロジー自体の無意味さを明らかにした思想家であった。『統治論』第6章における父権についての議論は、母親の子どもに対する同等の権利と、婚姻解消の可能性をも主張した [ ibid.: 45 / 87 ], 当時においては驚くほど画期的なものだったのである<sup>13)</sup>。

しかしながら、政治的領域においては、権力の正統化根拠を自然における力の優劣にみることを批判したロックは [ ibid.: 7 / 6 ], 先述したように [ ibid. 44 / 85-86 ], 夫の権力についてはなお、家庭内の最終決定者であることの根拠を、妻に比べて能力が優れている点に求めた。ここで重要

---

12) シャンリーは次のように述べている。「反王党派による、婚姻契約 = 社会契約アナロジーの使用は、たとえ男性と女性が自然状態において同じ権利をもっていたとしても、夫は婚姻においては妻より優れている、という前提のために、立ち往生していた。つまり、その前提の下では、ハイアラーキカルな関係性を変更する要件を見いだすことができなかつたし、当事者は、その婚姻にどれほど裏切られたとしても、その契約を解消するいかなる権利もなかつたからである。婚姻契約をこのようなものとして考えていると同時に、それを政治的な契約にあてはめようとしていた理論家たちは、チャールズ一世への抵抗や名誉革命にいかなる正当性も見いだすことができなかつた」[ Shanley 1982: 90-1 ]

13) 中山によれば、「契約によって婚姻関係のあり方が変更してよいというテーゼはもとより、たとえば、そもそも離婚の際に、子供が「母につき」うる可能性が現実のものとなったのは、英米では、19世紀後半以降のことであった」[ 中山 2000 : 93 ]

な点は、ロックにおいて一見すると相当リベラル化された、契約内容・条件さえも当事者間の自由意志の下におかれた婚姻制度が、政治的な制度とのつながりを切断された点にこそある。換言すると、婚姻制度には、たとえ自然の男女間の能力差が刻印され続け、最終的な決定権を男性が持ち続け、婚姻関係にはハイラーキカルな特徴が残り続けたとしても、他方でまったく異なる目的をもつ政治制度は、自由で平等な市民たちから成立すると観念されることに、もはや、矛盾が存在しなくなったのである。しかも婚姻制度における夫と妻の不平等は、かつての聖書といった権威の下での強制ではなく、より自発的で自由な契約の下で、より自然な形で維持されることとなったのである [cf. Shanley 1982: 89]

ところで、キャロル・ペイトマンは、同等で自由な市民間の契約によって市民社会が成立すると主張するロックの社会契約論は、女性が市民としての権利を放棄する婚姻契約という、文字通りの原初契約によって成立しているとして、古典的リベラリズムにおける契約論に孕まれる 近代的な家父長制 を批判した [Pateman 1988]。彼女によれば、そもそも絶対的な権威と権力を家父長に見いだすことで絶対君主制を擁護したフィルマーを批判するために、ロックが政治的権力と父権を峻別したことがもたらさず、女性の権利に対する実践的な効果は、その後の歴史にはほとんど見いだすことができない。むしろ、「通常の(家父長的な)ロックの契約論の読解は、市民社会、すなわち 形式的に自由で平等な個人のあいだで結ばれた普遍的な絆によって形成される新しい公的な世界である 政治的社会的創造と、自然の絆と支配服従の自然な秩序を市民社会から分離させる点に焦点を当てる。ここに、父的権力は、自然の従属を構成する模範例として扱われるようになる。契約による市民社会には、自然の従属は存在せず、したがって、父権の領域は、理論的、政治的考察の対象から外されるようになる」[ibid.: 91]

一方で、私的領域が国家権力からの自由を保障された領域として観念され、他方で、夫に対する妻の服従は、より自由で契約論的なタームを利用

しながら容認されていくようになる。ベンハビブのいうように、「ブルジョア家族において父が家父長的な権威を維持し続けたことと、政治的世界において平等と同意といった概念が発達したこの間に、緊張が存在した」としても、アリストテレス的な公私二元論を近代において復活させたかのようなロックの社会契約論の登場により、もはや17世紀の英国議会派の多くが悩まされたような、夫=妻のあいだの支配=服従関係の容認と、君主=臣民のあいだの支配=服従関係を否定することの間の齟齬には、もはや悩む必要がなくなるのである。

なぜ、女性は市民社会を構成する市民たり得ないのか、といった疑問は、その後、近代的な契約論者にとって政治的・理論的考察に値しないものとなっていくかのようなのである。このことを確かめるために、つぎに家族法を婚姻権、親権、家長権と三つに分け、それぞれを契約に基づく権利として論じたカントの議論を見てみたい。

## II) カントにおける家族の権利 = 法 物件として占有し、人格として使用する権利

カントにとっておよそすべての人間は、一個の人格として単なる手段としてではなく、目的そのものとして存在しているかぎり、ひとを他者の手段としてのみ使用することは禁止される。すなわち、いかなる人格も他者の恣意の下に置かれることもないし、あたかも物件のように占有されることはない。しかしながらカントは、『人倫の形而上学』(1797)において、家族の権利 婚姻の権利、親権、家長権 を、物件に対する仕方では人格に対する権利であると考えた。

後にロマン主義を経験するヘーゲルによって批判されることになるが、カントは家族の核となる性共同体 *commercium sexuale* を「一人の人間が他の人間の性器と能力を相互に使用し合ふこと」と定義する[カント 2002: 109. 強調は原文]。カントはこの「相互に」という点を強調し、婚姻関係にある者たちの平等をとくに訴える。というのも、身体の一部、能



力の一部であれひとを使用する契約を結ぶことは、人格が不可侵の統一体である限り、その全人格を取得する契約に他ならない<sup>14)</sup>。とすれば、そもそも独立した一個の人格が前提とされる契約関係に矛盾する契約 奴隷と主人の間には、契約関係は成立しないように となる。そこで、かれは、この契約の「相互性」に着目することによって、その矛盾を解決する。

カントの定義によれば、婚姻関係において、一方は他方の性器の使用を享受し、翻って他方は一方に身を委ね、自らを物件にしてしまう。それは人間性の権利に反するのだが、唯一の条件において、つまり自らを他方に委ねながらも、自らも他方を取得するといったその相互性において、人間性に適った契約関係を結ぶことができると考えるのである。この相互性が、一夫一婦制を原則とし、夫婦間の財産権の平等を保障する。

ロックの議論においては明示的に示されることはなかったが、契約に基づく婚姻がもたらす論理的な帰結の一つが、契約当事者としての夫婦間の平等であることが明らかにされる。このようなカントにおける婚姻法は、人格間の契約に基づく婚姻関係を成立させたとして、とくに近代化を当為命題としてきた日本における戦後民主主義論においては高く評価されてきた [ ex. 川島 1983 ]

しかしながら、杉田孝夫が指摘するように、カントの家族論は、「旧身分制社会の「家」を構成する夫婦、親子、主人 奉公人の三つの関係を同様に保持して」おり、身分制社会における「家」から近代家族への過渡的性格を持っている [ 杉田 2000 : 31 ]。また、かれの主張は決して無条件にすべての人格の平等を唱えたものでなく、むしろ男女の平等はあくまで私法上の平等であり、自然の能力の違いを前提として、公法上は 議論の余地なく 女性の権利は制限されていた。その片鱗は、カントが婚姻関係を論じるにあたり書き添えた、次のような但し書きからも伺うことができる。

---

14) 「夫は妻を取得し、夫婦は子を取得し、家族は奉公人を取得する。 このようにして取得可能なものは同時に譲渡不可能であり、こうした対象を占有する権利は、このうえなく全人格的である」[ カント 2002 : 109. 強調は原文 ]

法律が夫の妻に対する関係について、「夫はあなたの主人であるべきだ(夫は命令する側で、妻は服従する側だ)」と言うとすれば、それは婚姻関係にある者の平等それ自体に反するのではないか、ということが問題になる。夫の支配の根拠が、家の共同体の利益をはかるうえで夫の能力の妻の能力に対する自然的優越とこれに基づく命令権にもっぱら求められ、この命令権が目的に関する統一と平等の義務それ自体から導きかえられるのであれば、この関係は人間の自然的平等に反するとみなされることはない[カント 2002: 112. 強調は原文]

『人倫の形而上学』を読む限り、男性の女性に対する「自然的優越」とは何を指すのかは明らかではない<sup>15)</sup>。だがそこでの説明のなさがいっそう、わざわざ説明を加えるまでなき当然のことであるとカントが考えていたことを伺わせる。たとえば、「公法」を論じるさいカントは、「婦人」を立法者たる国民たりえない人民であると規定するのだが、その理由として挙げられているのは、自立的存在だけが「国民」*cives* であり、他人の命令や保護を受ける存在は国民ではない、という理由のみである[*ibid.*: 156-157]

次に見るように、当事者の契約に基づいたカントの婚姻観はヘーゲルによって批判されるのだが、カントが婚姻を語る上で前提としていた男女一对の相補関係(=保護と依存の関係)は、ヘーゲルによって完成される、倫理的一体感を具現する家族、という現代にも通じる家族論において、よりいっそうはっきりと明示されるようになる。

---

15) 杉田は、カントの女性観を、『美と崇高の感情についての考察』と『実用的見地における人間学』を読み解きながら明らかにしている。そこでわたしたちに示されるのは、種の保存という自然の目的から生じた身体的な相違に還元された男女の違いであり、形式的な男女の平等ではなく、「それぞれの優越性の存在を前提とすることによって相互性を確保」し、相互に支配し合う夫婦像である。女性は、身体的弱さと、そこから生まれる身体の毀損に対する恐れから、男性に正当にも自らを保護することを求めることができる、とされる。[杉田 1999: 57]

### Ⅲ) ヘーゲルにおける家族と愛による倫理的合一

家族の始まりを 性器と能力の相互使用 の契約に求めたカントに対し、ヘーゲルは、『法の哲学』(1821)において<sup>16)</sup>、抽象的な道徳、つまり主観的な当為の領域ではなく、家族を 現実存在する自由 としての倫理の領域として語り始める。そのさい、家族を規定するのは、単なる性的な関係でも、契約でもなく、「愛」を媒介として一体性を確立しようとする相互の同意である。

家族の直接的な始まりである婚姻は、愛によって成立する。愛とは自己を一個の独立した人格としてよりも、不完全な存在として意識させ、他方で、他の人格に自己が承認されることによって自己を獲得しようとする感情である。つまり、愛は、自己の個別な人格を放棄し、家族における一構成員であろうとする重要な契機である。ヘーゲルが婚姻を単なる契約ではないと考えるのは、たしかに婚姻は独立した人格間の同意に基づく契約に端を発するが、この契約の結果として成立する婚姻における一体性が、当事者がそもそも独立した人格である、という立場を否定するからである。

しかし、注意してヘーゲルを読まなければならないのは、愛を媒介とした婚姻における一体性は、男女の自他が融合し渾然一体となっていることを決して意味してはいない、という点である。むしろ、男女の間における生まれつきの資質の違いが前提となり、婚姻という結びつきにおいて、異なる性が統一される、と説明される。つまり、男性と女性にみられる自然の異なりの合理的な理由を、愛によって成就される一体性の内にわたしたちは見いだすのだと論じられるのだ。したがって、夫となる男性と妻となる女性は、家族の中でそれぞれ異なる役割を果たすことが期待されている。「男女関係について述べておかななくてはならないことは、娘は肉体的に身を捧げることによって自分の誇るべきものを捨てるのであるのに、家族以外になお別の倫理的活動分野をもっている男にあってはそうではない」

---

16) 『法の哲学』の訳については、岩崎武雄訳中央公論社版を参照しているが、参考のために、長谷川宏訳『法哲学講義』作品社版にもあつた。

[ヘーゲル 1978 : 395]

ヘーゲルの理論では、自然における異なりをもった男女が統一するからこそ、その区別をバネに家族は具体的な一体性を得る。男性は力ある存在であると考えられるがそれは、家族以外の市民社会において共同生活の場を持つことから分かるように、精神面においてもつねに自己の中に分裂を抱えつつ、それでもなお自己を保っているからである。他方で、女性は、自らの具体的な生き方の内にすでに統一を保っており、家族における統一を保持する役割を果たす。したがって夫と妻とでは、婚姻における一体性も異なる意味をもつ。夫は、国家や社会において普遍的な自由を獲得することを意志することによってその分裂を克服するのだが、かれにとって家族は、そうしたより客観的な普遍性の場での闘争から離れ、主観的な安心を与える場である。他に自らの共同体における役割もなく、自然の統一を生きる女性にとって家族は、そこにこそ自らの共同体的な存在がかけられる、妻としての本領を発揮する場となる。

男性と女性のちがいは動物と植物のちがいである。動物はむしろ男性の性格に相応し、植物はむしろ女性の性格に相応する。というのは女性ほどどちらかといえば、かなり無規定の感情的同一を原理としてもちつづける静かな展開であるからである。もし女性が政治の頂点に立つとすれば、国家は危険におちいる。女性は普遍性の要求するところに従って行動するのではなく、偶然的な愛着や意見に従って行動するからである [ibid.: 396]

こうして、ヘーゲルにおいては家族内における夫と妻の役割の違いは、自然における男女の相違の合理的な発露として説明される。ヘーゲルの議論において、妻が幼児の世話を任されるのも、夫が家庭内に不和を持ち込んだにせよなんとか家族の一体性を保とうとするのも、女性の「自然」がそうした役割に向いているからである。

小 括 問いの回避としての、家族論

さて、ここまでロック、カント、ヘーゲルと「独立した人格」同士の契約に端緒を見いだす家族論を大急ぎで概観した。三者の議論からここでは次のような共通点を確認しておきたい。まず、三者ともに、平等な諸個人間からなる公的領域に対して、夫婦の関係は優れた者と劣った者との関係であると考えられている。しかし、三者にとって妻がなぜ夫に従うべき存在であるのかについては、アリストテレスの議論とは異なり、妻が現実を果たしている役割や活動に基づくのではなく、あくまで女性としての生まれによる「自然」なものとされる。さらに、近代のロマンチック・ラブの典型であるかのような、ヘーゲルの議論に至っては、はっきりと女性の活動の場は、家族に限定されてしまっている。

家事という労苦に携わるがゆえに「奴隷」と考えられていた古代ギリシアの奴隷制度以上に、女性の活動の場が生まれによって制限されることは厳しい身分制度ではなかったか、と問うのは時代錯誤な疑問であろうか。だが、家族を私的領域とし、国家の不干渉を原則とする男女間の自由な契約によって成立する制度と観念する以上、法的に夫を主人と規定することはカントが気づいていたように、そもそも契約という原則に矛盾する。したがって、妻が夫に従うのは、自然に適うという根拠に訴える他がない。そして自然なのだから、なぜそうなのかという問いは予め回避されてしまっているのだ。

フィルムラーからの根本的な批判に対峙していたロックから、なお社会契約論に依りつつ家族論を展開するカントを経てヘーゲルに至ると、わたしたちは、契約論に孕まれていた家族と政治との緊張感が失われていくことに気づくであろう。「主題」としての家族に焦点を当てると、近代政治思想史に孕まれた男女の不平等という根源的な矛盾を回避するための家族論が浮かび上がってくるのだ。

近代的な家族論は、権力の正統性をめぐる政治的・理論的な議論を免れるようになったおかげで、むしろ自然の名の下に、それぞれの男性思想家

たちが自由に描くことのできる理想であり続けた。家族論は、太陽の光りのように、わたしたちの現実を暴き、論理的矛盾を批判する規範的な力をもった政治思想の歴史において、おそらくその理論を支え、同等の光を放っているにも関わらず、チラチラとしかわたしたちにはその光が届かない、まさに星のような存在だったと言えはしないだろうか。そして、現代のフェミニズム理論は、そうした星のような家族論の放つ光を、太陽と同等の力をもった理論として捉え返そうとしているのだ。

### 第三節 フェミニズムにおけるケアと正義の二元論

アリストテレスは、家事労働は生命の必然を満たすために誰かが必ず担わなければならない労苦であることに気づいていた。そして、生きてゆく限り決して終わることのないその労苦によって公的な活動を妨げないために、一部の男性市民たちの活動の場である公的領域を陰で支える「奴隷制度」は、正当化されていた。しかしながら、奴隷制度が廃止され、また婚姻が家族の端緒となる契約として観念されると、家事労働の必然は、恣意の領域に囲い込まれてしまう。

以上のことは、20年以上も前に江原由美子によって、次のように端的に指摘されている。「家族」を中心にして近代社会を見るならば、その特徴とは、近代の社会システムを担うべき「次世代の産出と養育の機能を、個人の自発性と恣意性の領域 自由の領域 においてしまったこと」といえる。「それは近代社会システムの正当性イデオロギーとしての普遍主義と業績主義とは全く無関連に、個人の自由 愛情と配慮という個人的情熱 に依拠して実現されることになった」[江原 1988 : 113. 強調は引用者]

しかしながら他方で、近代とは、社会構造の変化とともに家族の位置づけも大きく変化し、家族の時代 と呼んでも過言ではないほど、家族内の機能に多くの期待が寄せられ始めた時代でもある。一方で、家族は自由

の領域と観念されながら、他方では、誰かがそこでの労苦を負担しなければならない。そのために、焦点化されるのが、女性をいかに活用するかである。再度、江原の重要な指摘を引用しておきたい。

それゆえ女性身体は、近代におけるもっとも中心的なイデオロギーの場、闘争の場となった。すなわち女性は、自らすすんで、私生活の領域に追いやられた次世代の産出と養育の役割を担わねばならない、しかもそれゆえに公的領域における不利益を被ることを正当として承認せねばならない位置におかれたのである [ ibid. 強調は引用者 ]。

たとえば、シティズンシップという観点から近代の教育思想を論じる小玉重夫が指摘するように、近代とは、「身分制秩序とそれにもとづく共同体が崩壊し、将来について何も決定されないで生まれてくる存在である私たちが、にもかかわらず、いかにして大人になるかという難しい問題が人間に突きつけられた」時代であった [ 小玉 2003 : 77 ]。また、フィリップ・アリエスが詳細に描いたように、一七世紀以降西洋では、「家族は財産と姓名とを伝えていくようなたんなる私権の制度であることをやめ、道徳的かつ精神的な機能を主張するようになる。家族が魂と身体を形成する」[ アリエス 1980 : 385 ]。

カントに多大な影響を与えたルソーが近代的な教育論の古典となる『エミール』(1762)を執筆し、カントが『啓蒙とは何か』(1784)において、いかに未成年状態から大人になるか、という問題に答えようとしたのは、アリエスの言葉を借りれば、「子どもが発見」された近代において、江原の言う「次世代の産出と養育」に対する家族の役割が重視され始めた時代の要請であったと言える。

以上のような、近代社会が抱える矛盾、すなわち、一方で家族の領域を個人の自由の下に置かれるプライベートな領域、国家の干渉から守られる非政治的な領域と規定しながら、他方で、無限の可能性に開かれた次世代をいかに「市民」として養育するかといった重い課題を家族に担わせる、



という矛盾を解決するために動員されたのが、女性の「自然・本性」に訴えることで、当然女性が果たすべきであると考えられた家事労働であった。

#### I) 奴隷制度廃止後の、女性の能力の困い込み

アーレントの議論を経由しながらアリストテレスの『政治学』を読んできたわたしたちは、そこで論じられている家事労働の特徴が、二千年の時を経て現代へとそのまま引き継がれているなどとは主張できない。しかしながら、ヘーゲルが家族の場合こそ女性はその本領を発揮する場であると規定するとき、女性はかつての奴隷のように、市民としての資格がないと宣言される。この論理を支える前提は、アリストテレスが市民の「徳」は、家事労働を担う者には養うことができない、とみなしていた前提と、同じ論理である。つまり、家族の領域で必要とされる「徳」とは、アリストテレスは呼ばないが と、市民の「徳」は、その性質が異なる、という前提である。

公的な領域を扱う政治学、とりわけ政治思想は、「政治とは何か」を論じるさいに、政治の領域に必要とされる / 相応しい「能力」がいかにか、他の諸領域で求められる能力とは異なった能力であるかを執拗に論じてきた。たとえば、アイリス・ヤングは、市民に求められる「普遍性」、「一般性」というタームを抽出しながら、主流の「市民論」における排他性をつぎのように批判する。

公的な討議や政策決定に参加することにより、市民は自己中心的な生活や私的利益の追求という個別性を超越し、共通善についての合意に至る一般的な視座を獲得すると考えられている。シティズンシップは、人間生活の普遍性の表現であるとされている。シティズンシップは理性と自由の領域であり、個別的なニーズや利害や要求からなる雑多で異質性を帯びた領域とは対置されるのである [ Young 1995: 178 / 102 ]

ヤングによれば、市民として期待される能力がこのように「普遍性」や「一般的な視座」に求められ賞賛されると同時に、その能力を持たないとされる者たちは、市民の地位から排除されてきた。本稿の関心からいえば、排除の対象は、なによりもまず家事を任される、あるいは進んで家事役割を引き受けるとされる女性たちであった。

現代の北米政治理論の二大潮流とも言えるリベラリズムであれ、リパブリカニズムであれ、そこで期待されている市民像 自律的な個人、あるいは公的関心が高く活動的な市民 は、次世代の市民を養育する者たちとは相反するような性格を持つ [cf. West 2002. 岡野 2009 : esp. chap. 5]。その政治理論上の理由の一つは、ヤングも指摘するように、家族とは個別具体的ニーズが満たされるべき場であり、さらには、家族構成員に存在すると想定されている強い愛着、家族を第一に思う気持ち、構成員同士の不平等な関係等々、公的領域が想定する徳や態度とはまったく異なる論理がそこで働いているとされるからである。

さらに、現実問題として、ケア労働を担う者たちは、ケアを必要とする者たちから目を離すことができず、あるいは家事労働の負担のために現実問題として、物理的に家の外に出ることが適わないことが多い [cf. Kittay 1999. 牟田 2006 : esp. 222-224<sup>17)</sup>。しかも、ケア労働を担う者が突きつけられるのは、その労働は誰かが担わなければ、依存する者たちの生死に関わることがある、という問題である。この道徳的問いかけは非常に重く、だからこそ、ケア労働者は、どのような理由からであれ、その立場に置かれると、その場を離れることが困難となるのだ。わたしたちがここで考えなければならないのは、ケア労働を担う立場に多くの場合置かれてしまう女性にとって、その場にとどまり続けることは、決して自由意志で選択したわけでもなく、かといって強制されたわけでもない、という点である。

---

17) ここで牟田は、ケア労働を担う者たちが陥る依存状態を、「二次依存 = ケアの悪循環」として、問題化している。

前節で見てきた契約論に基づく家族論は、契約論的に自由意志の名において女性の役割分担を説明するのではなく、むしろ、女性の自然や特性によって説明しようとした。しかしながら、現代においてはむしろ、それは自由な選択の結果として理解される傾向にあり、じつはより一層女性たちに強い負荷をかけている [ cf. 江原 1988 ]

エヴァ・キテイは、現代のリベラリズムが、強制されたわけでもないが、自由な選択でもないような責任の引き受けの真の性格ついて、ほとんど論じてこなかったことを批判しながら、むしろ正義や善が問われるのは、こうした場合ではないかと問いかける。

私たちの生活は、こういった、強制されてもいないし、かといって自発的に選ばれてもいないようなつながりに満ち溢れている。それは、最も親密な家族関係から同じ国の国民であること、旅の道連れまでに至る。[ ... ] 強制されたわけではないが自発的でもない関係性を受け入れるかどうかで、私たちは正義と善に適うように行為する自分の能力を問う。自分がある重要なニーズを満たせる唯一の立場にあるにもかかわらず、それに応えないとすれば、私たちは、自身の人間性を自問するだろう [ Kittay 1999: 62 / 147 ]

キテイがその主著『愛の労働』のなかで繰り返し批判するように [ *ibid.* esp. chap. 3 ], 自由意志で行為を選択し、つねに自らが要求するニーズを「自分のもの」と確信できるような主体を前提としているかぎり、近代の政治思想におけるよりも、より契約論的思考が行きわたり、公私にわたり自由な意志が貫徹したかに見える現代における政治思想においてこそ、主に女性たちが担ってきたケア労働は、その活動の性格から公的領域に相応しくないとされ、公的領域を巡る議論からは排除されることとなる。しかし、現代においてそれは、誰かが担わなければならないがゆえに、逆説的だが、強制ではなく、自由に選択した結果のように見えるのである。江原が鋭く指摘するように、私的領域が自由の領域として観念され続ける限り、

わたしたちは、社会が存続するためにも、ある特定の者たち 多くの場合は、女性 の能力を囲い込まなければならない事態を、その者たちの自由な選択として、すなわち、公的に精査しなくともよい私的な出来事として、やり過ごすことができるのである。

## II) ケアの倫理とフェミニズムにおける公私二元論

自由意志なのか、強制なのかといった問いには適合せず、おそらくだからこそ、社会的な弱者である女性が主に担うことになっている家事労働と、公的領域への参加資格・条件とのあいだには、解きたい緊張が存在する。フェミニスト法学者のロビン・ウエストは、ケアする権利 ケアされる権利だけでなく を選択の自由との関連で認めるのではなく、基本的人権の一つとして最低限保障することを提唱し、ケアする者に対する政府の支援を権利として要求する方途を探ろうとする<sup>18)</sup>。

彼女によると、ケア労働と現在の自由主義的な権利概念(と、それに基づく法体系)とは、両立不可能な関係にある。しかし、なぜ両立しないのかといえば、女性たちがその本性において自由主義的でないからでもないし、あるいは、現在以上のリプロダクティブに関する権利が認められれば、その両立不可能性が解消されるものでもない。むしろ、このことが意味するのは、自由主義的な法体系と諸制度が、「ただ単純明白に、非常に非人間的だ」ということである。自由主義的な法体系と諸制度は、「幼児期と老齢期においてわたしたちが複数の他者に幅広く依存しているという、その本性を考慮から排除しているために、それは、私たちの人間性を正しく反映することがない。そして、それがわたしたちの人間性を正しく反映し

---

18) ウエストが参照するのは、エヴァ・キテイが提唱するドゥーリア *doulia* という原理である。それは、古代ギリシアにおいて出産後の母親を世話してきた女性たちの呼称 *doula* からキテイが考案した原理であり、母親は *doula* にケアされることによって、新生児をケアすることが可能となる。「わたしたちが人として生きるためにケアを必要とするのと同時に、わたしたちは、他の人々 ケアの仕事を人々を含む が生きるのに必要なケアを受け取れるような条件を提供する必要がある」[ Kittay 1999: 107 / 244 ]

ていないために、わたしたちの人間的で社会的なニーズに適切に応えられない」[ West 2002: 94-95 ]<sup>19)</sup>。

こうして、政治的な女性の排除という観点から、人間存在にとって必然的で避けることができない「ケア」について、多くのフェミニストたちが着目し始めるのだが、とりわけ大きな影響を与えたのが、キャロル・ギリガンによる『もう一つの声』(1982)であった。ギリガンに対する評価をここでは試みないが<sup>20)</sup>、彼女が政治理論に与えたインパクトは、公的領域において基底的な倫理、すなわち「正義の倫理」<sup>21)</sup>に対する反省を促したことにある。

ギリガンが女性たちの経験から聞き取った声は、自らの権利を主張し、他者の権利を自らの権利と競合するものと捉え、あるいは、諸権利間に順列をつけ、調整しようとする「正義」の倫理とは異なる倫理について語っていた。すなわち、それが、他者への共感、自己批判、文脈の中で生じる他者への責任といった、より弱い者への視線から発せられる「ケアの倫理」である。ギリガンは、社会においては「正義の倫理」だけでなく、「ケアの倫理」の重要性が考慮されるべきであり、両者は相対立するものとしてではなく、むしろ統合されるべきものとしてであると主張する。こう

---

19) ウエストだけでなく、多くのフェミニスト理論家が、主流の政治理論における「主体」が、自律的個人を想定しており、そのことは、政治的な主体がつねに健常者で他者に依存していない者、という点について批判している。社会的フェミニストと自称するエルシュテインによれば、「契約論は、静的なものの方である。なぜなら、それは、同意する合理的な成人からなる図を提示するのだから。つまり、誰も生まれず、誰も死なない世界である。子ども、老人、病人、死にゆく人たちといったケアを必要とする者たちは、どこにも見られない」[ Elshstain 1995: 266 ]。

20) ギリガンの「ケアの倫理」に対するフェミニストたちの評価については、[ 岡野 2005 ]ですすでに論じている。

21) 「正義の倫理」については、川本隆史に従いつぎのように定義しておく。「道徳の問題は諸権利の競合から生じるものであるから、公平な裁判官のような形式的・抽象的な思考をもって諸権利に正しい優先順位を割り当てることで解決されるべきだ、とする立場」[ 川本 2005 : 2 ]。

したギリガンの主張に依拠しながら、ウエストやヤングによって政治的主体(=市民)像の差別性が明らかにされるようになったことは、すでに確認したところである。

「ケアの倫理」と「正義の倫理」が女性の倫理と男性の倫理へと還元されてしまうことについては、ギリガン自身も当初より警鐘を鳴らしていた。そして、ケアの倫理も政治的な倫理として重要視されるべきだとギリガンが論じている限り、ケアを私的領域、正義を公的領域とする二元論にも反対していたのは確かである。しかしながら、ケアの倫理を提唱するフェミニストたち間でさえ、ケアの倫理が正義の倫理にとって代わることはあまり主張されず、愛情、注視 attention、共感、責任、ニーズへの応答、非暴力を特徴とするケアの倫理が、濃密で、個別に相対する小さな人間関係、すなわち家族において経験される倫理であることが前提とされがちであった。つまり、そのような倫理感を持つものが、政治的には不適格者である、という主流の政治思想における議論には反対してきたが、ケアの倫理が、政治的に要求されてきた倫理とは異なる、ということそのものについて、反論されてはこなかった。そこでは、「正義の倫理」が体现しているような「普遍性 universality」や「不偏性 impartiality」が、政治的な領域においてはやはり主導的な倫理であることが前提とされていたのである。

たとえば、フェミニズムの中にも存在する家族軽視、母親業蔑視を七〇年代から八〇年代前半にかけて批判したジーン・エルシュテインの議論を母性主義として反批判したメアリー・ディーツは、母親業が非政治的である理由として、つぎのように母と子に固有で特殊な関係性を挙げている。

それは、たとえ(経験上のものとしては、不確実であるが)エルシュテインが賞賛するような理想的な徳を示す時でさえ、市民のあいだの関係性とは似ていない。母と子は、権力と制御という観点において全く異なる立場にあるからだ。子は母に従属しているし、両者のニーズをめぐる関係性も全く異なる。子のニーズは絶対的なもので、母の

ニーズは相対的である。母は、自己と別個のものとしてではなく、つながっている continuous ものとして子を経験する。[...] 母親業は、親密で排他的で個別的な活動であり、母は、母親業そのものをではなく、子どもを保護しているのだ [...] / 他方で、民主的なシティズンシップは、集合的で collective, 包括的で inclusive, 一般化されている generalized。それは、諸個人が平等であることを目ざす条件の一つであるのだから、母 - 子関係は、とりわけ不適切なモデルである [Dietz 1998: 57-58. 強調は引用者]<sup>22)</sup>。

ディーツは、母親業に携わる女性たちを政治的決定から排除してきた男性中心主義的な公的領域の設定を批判し、たとえば母親業の公的支援を他者に対して訴える行為はもちろん「政治的」行為なのだと述べる。しかしながら、ここで強調されるべきは、ディーツは、母親業や他者の個別ニーズに応えるケア労働そのものに政治的に重視されるべき原理を見いだしているわけではない、という点である。彼女は、母子の一体感を強調し、「親密さ」「愛情」「気配り attentiveness」といった非常にステレオタイプな特徴をそこに見いだすだけでなく、そうした原理は民主的な政治にとっては悪影響を及ぼすとさえ考えているのだ。

### むすびにかえて 新しい政治的「主体」論にむけて

だが、母子関係は、本当にディーツのいうように一体的なものなのだろうか。また、ケア労働に必要とされるさまざまな能力は、公的領域で必要とされる能力と相反するような能力なのだろうか。ギリガンのケアの倫理が明らかにしたケアの本質とは、たしかに、すべての人ではなくある特定のひとのニーズに応えようとする深いコミットメントにあった。しかし、

---

22) ディーツによるエルシュテイン批判について詳しくは、[森 1994: esp. 207-214]を参照。



それが「その特定の人格のニーズ、欲求、態度、判断力、行動、そしてその存在すべての在り方にまず焦点をあてる」ことであるかぎり [Friedman 1993: 135-136], 公的領域においてなによりも要請されている、他者を他者として尊重する態度、その人の掛け替えのなさ *irreplaceability*, 唯一性 *uniqueness* を尊重する態度がそこに存在する、と考えられてもよいはずである [cf. *ibid.*: 53]

あるいは、カントの「理性の公的使用」の意味を解釈するなかで小玉重夫は、公的な人間関係を構想していくさい、子どもという「他者」の重要性を指摘している。なぜならば、「公的關係というのは、自分とは異なる他者と出会う関係」であり [小玉 2003: 79], 他者とは阿吽の呼吸では通じ合えない、「コミュニケーションの危うさを露出させる」存在、すなわち自分の思い通りにならない存在、予測不可能な物事を持ち込む存在である。そうした他者のうちで、いちばん身近なのは、子どもという存在である」からなのだ [ *ibid.*: 80 ]

子どもこそが「他者」である、という小玉の理解をさらに援用するならば、第一節でアリストテレスの解釈として援用したアーレントもまた、人間の世界にとって誕生は一つの「始まり」であり、世界に次々にもたらされる新生 *natality* こそが、ひとに自ら新しい何事かを「始める」潜在能力を与えている。「人間は、その誕生によって、「始まり」、<sup>イニチウム</sup>新参者、創始者となるがゆえに、<sup>イニシアティブ</sup>創始を引き受け、活動へと促される。[...]それは、「なにか」の「始まり」ではなく、「だれか」の「始まり」であり、この「だれか」その人が始める人なのである」 [Arendt 1958: 177 / 288-289]

そして、アーレントが厳格に私的領域と公的領域を区分する一つの大きな契機は、公的領域においてこそ他者に出会い、他者との「あいだ」で行為することで、他者に承認される自らのユニークさを確認するからであった。たしかに、アーレントは公的領域における活動力を「言論」と「行為」とした。母子の関係は、ともすれば以心伝心、少なくとも同等な言語能力を持った者同士の関係ではないと思われがちである。しかし、たとえ

生まれたばかりの子どもであっても、世話をする者は子に語りかけ、ときに説得を試みようとし、彼女・かれの反応に言語でもって応え、彼女・かれからの応答を待ち続ける。しかも子どもは、刻々と言語能力を発達させ、つねに世話をする者は発達状況に応じた対応を迫られるのである。「すでに起こった事にたいしては期待できないようななにか新しいことが起こるというのが、「始まり」の本性である」[ibid.: 177-178 / 289] この全く新しい「始まり」がもたらされる場において成人した者たちは、通常公的領域とされる場では出会わない全くの他者に出会う。その他者は、かつての自分ではないし、他者との関係性の中で、世話をする者たちが未知の自分を発見するであろうことも容易に想像しうる [cf. 岡野 2010]

ディーツの母子関係理解とは対照的に、たとえば同じアレント研究者でもあるボニー・ホーニッグは、生まれてくる新しい子どもを、母にとっての異人 alien として受け止め、母自身に生じる葛藤、自己と異人を養育しなければいけない母親業との葛藤や軋轢、子どもとの関係性において生じる新たな自己の発見について論じている [cf. Honig 1995 and ホーニッグ 1998 脚<sup>3)</sup>]

そもそも、すべての人間的存在が、「母から生まれる」という普遍的な事実と、母はそもそも、新しい子どもとはまったく異なるニーズ、関心、能力、アイデンティティを持っている、という事実に注意を促すことで、ホーニッグは、新しい主体性の概念を導入しようとするのだ。「その概念

---

23) 本稿では、論じ切れないが、ホーニッグの論者の理論的功績は、安全な場としての「ホーム」を想定することの政治的な危険性について注意を促している点にある。彼女によれば、母子のあいだの差異から生じる軋轢やディレンマを隠蔽し、家族・家庭を安全な場、危険な闘争の場である政治から退却できる場として想定することは、ホームを夢見る熱狂を生み出し、「危険である」[ホーニッグ 1998 : 246] なぜならば、その熱狂によって、現実にはこの文脈では自国に存在するはずの差異や軋轢が、よそ者が持ち込む問題へと転化されるか、安全なホーム 国民国家という意味でも、家庭という意味でも を建設するために、暴力的に根こそぎにされる、という危険をはらんでいるからである。ホームを想定しない目で、国家建設を論じ、外国人と民主主義との関係性に新たな光を投げかけた著作として、[Honig 2001] を参照。

によると、主体性を構成する断片，差異，アイデンティティは，多元的であるとはいえなお単一性を保つ自己（あるいは，国民／民族）の内部にたんに共存しているのではなく，実際には，それぞれが横断し，互いの場に住み着いており，相互性，交わり，抗争という終わりなき動きの中で，互いに協力しながらも，また，互いに闘争を繰り返している」[ホーニッグ 1998：248]。もっとも一体性が高いと考えられていた家族を再定義することで，ホーニッグは，異なる声，異なるニーズ・関心をもった世代を超えた人びとが，抗争が避けられない状態でも，互いに尊重し合いながら共存する可能性を模索しようとしている。

さらに付け加えるならば，政治とは，見知らぬ他人のニーズを代弁し，はっきりと表明する機会を持たない者たちのニーズに応えようとするものに他ならない [Ignatieff 1984]。そうであるならば，たしかに見知らぬ人ではないにしろ，自分とは明らかに異なるニーズを持つ者をケアすることは，政治にまず必要とされる自己を越える想像力と，臨機応変な判断力を養っていることになるのではないか。家族の各構成員たちの あいだ を，世代・性差・能力・出自といった，その異なりに焦点を当てて再検討することは，家族内での異なるひとびとの複雑な依存関係を無視し得てきた政治的な「主体」像を厳しい批判に晒すことを可能にしてくれる。

本稿を締めくくるに当たり，シティズンシップの観点からケアの倫理を再考し続けてきたジョアン・トロントの議論を参照しておきたい。彼女は，ケアは「政治『以下』であるか『以上』であるかいずれかの理由から，政治的領域の外部」であるとした自らの定義を批判し [Tronto 1996：140]，むしろ，外国人をそもそも排除し，ケア労働に従事し始めた国内の外国人たちの搾取に無関心でいられる「市民」こそが，普遍的な原理ではなく，偏狭で parochial 局所的な local な原理に基づいているのではないかと問い返す [Tronto 2005]。シティズンシップとは政治的なメンバーシップである。しかし，それは，あたかも「私的なクラブ」であるかのように，内部の者たちがすでに手にしている政治的権力を守るための壁としての役

割を果たしている, と [ ibid.: 138 ]

これまで小論で見てきたことから明らかなのは, 公的領域こそがある特定の「市民」像を掲げ参加する者に同質性を要求し, 他者を排除してきたという歴史である。しかも, この「市民」像がいかに排他的なものであるかは, 本稿第二節の議論に加え, 次の事実を考えてみればよい。すなわち, いかなる市民たちが「市民」であり得るかが, 「市民たちが公的舞台上に登場する以前に」決定されている, という事実である [ ibid. 139 ]。換言すれば, 非市民は, 公的舞台上においてその能力が市民たるに相応しいか否かを試してみる機会すら奪われている。つまり, 彼女たちは, 市民でないから, 市民になれない といった状態に放置されるのだ。

本稿では, 公的領域は普遍性や一般性に関われているべきだという理由から, 家族が排除されてきた歴史を, 西洋政治思想史の中に探ってみた。しかし, 思想史を貫通する女性排除の脆弱な根拠と, 女性の身体性・自然性に対する強い思いこみを確認するにいたって, わたしたちは逆に, いかに市民たちが集うとされた公的領域が, 一部特権者たちの身びいき nepotism, 偏見に基づいた能力主義, 他者に対する反感によって形成されているかが明らかとなった。

年齢, 能力, 出自, 性別, 民族, そしてときに国籍さえ越える雑多なひとたちが集うのは, 家族という領域ではないか<sup>24)</sup>。そのように問い返すことは, 運命共同体であるかのごとく表象され, 喧伝される国民国家という政治的共同体を, 根底から見直す契機をも与えてくれるに違いない。

#### 参考文献表

Arendt, Hannah 1958 *The Human Condition* (Chicago: University of Chicago Press). 志水速雄訳 『人間の条件』(ちくま学芸文庫, 1994年)。

---

24) たとえば [ 後藤 2006 : chap. 4 ] は, レヴィ = ストロースを参照しながら, 家族を社会の再生産運動の「交差点」として, 社会における移動・伝達・交換といった機能を担う家族に焦点をあてている。

- 1963 *On Revolution* (NY: Penguin Books). 志水速雄(ちくま学芸文庫, 1995年)
- アリエス, フィリップ 1980 杉山光信, 杉山恵美子訳『子供の誕生』(みすず書房)
- アリストテレス 1979『政治学』田中美智太郎ほか訳『世界の名著 8 アリストテレス』(中央公論社)所収。山本光雄訳『政治学』(岩波文庫, 2000年)
- Benhabib, Sayla 1998 “Models of Public Space: Hannah Arendt, the Liberal Tradition, and Jürgen Habermas” in Joan B. Landes (ed.) *Feminism: the Public & the Private* (Oxford: Oxford University Press).
- Diets, Mary G 1998 “Citizenship with a Feminist Face: The Problem with Maternal Thinking” in J. B. Landes (ed.).
- 江原由美子 1988「差別問題の構造」『フェミニズムと権力作用』(勁草書房)所収。
- Elshtain, J. B 1995 “Feminism, Family, and Community,” in P. A. Weiss and M. Friedman (eds.) *Feminism & Community* (Philadelphia: Temple University Press).
- 1982a “Introduction: Toward a Theory of the Family and Politics” in Jean B. Elshtain (ed.) *The Family in Political Thought* (Amherst: The University of Massachusetts Press).
- 1982b “Aristotle, the Public-Private Split, and the Case of the Suffragists” in Elshtain(ed.).
- エンゲルス, フリードリヒ 1965 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起原』(岩波文庫)
- Friedman, Marilyn 1993 *What Are Friends For?: Feminist Perspectives on Personal Relationship and Moral Theory* (Ithaca: Cornell University Press).
- 後藤浩子 2006『フェミニンの哲学』(青土社)
- Honig, Bonnie 1995 “Toward an Agonistic Feminism: Hannah Arendt and the Politics of Identity” in B. Honig (ed.) *Feminist Interpretations of Hannah Arendt* (Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press). 岡野八代・志水紀代子訳「アゴニスティック・フェミニズムに向かって ハンナ・アーレントとアイデンティティの政治」『ハンナ・アーレントとフェミニズム フェミニストはアーレントをどう理解したか』(未來社, 2001年)所収。
- 2001 *Democracy and the Foreigner* (Princeton: Princeton University Press).

- ホーニング, ボニー 1998 岡野八代訳「差異, デレンマ, ホームの政治」『思想』  
八八六号。
- ヘーゲル, G. W. F 1978 岩崎武雄訳『法の哲学』『ヘーゲル』(中央公論社)。
- Ignatieff, Michael 1984 *The Needs of Strangers* (NY: Penguin books). 添谷, 金田  
訳『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』(風行社, 1999年)。
- カント, イマニュエル 2002 樽井, 池尾訳『人倫の形而上学』(岩波書店)。
- 川島武宜 1983「近代的婚姻のイデオロギー カントの婚姻法理論」『家族お  
よび家族法1 川島武宜著作集 第一〇巻』(岩波書店)。
- 川本隆史 2005「《ケアの社会倫理学》への招待 ケアと社会のインターフェイス  
を点検する」川本編『ケアの社会倫理学 医療・看護・介護・教育をつな  
ぐ』(有斐閣選書)。
- Kittay, F. Eva 1999 *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*  
(NY: Routledge). 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの  
正義論』(白澤社, 2010年)。
- 小玉重夫 2003『シティズンシップの教育思想』(白澤社)。
- Locke, John 1980 *Second Treatise of Government*, (ed.) C. B. Macpherson  
(Cambridge: Hackett Publishing Company). 宮川透訳『統治論』(中央公論社,  
2007年)。
- 水口憲人 2007『都市という主題 再定位に向けて』(法律文化社)。
- 森政 稔 1994「政治思想史のフェミニスト的解釈によせて 政治的なもの、  
もうひとつの限界」原ほか編『ジェンダー』(新世社)。
- 牟田和恵 2006『ジェンダー家族を越えて 近現代の生/性の政治とフェミニズ  
ム』(新曜社)。  
1996『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』(新曜社)。
- 中山道子 2000『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』(東京大学出版会)。
- 岡野八代 2000「家族と政治」『立命館法學』三・四号上巻(271・272号)。  
2005「繕いのフェミニズムへ」『現代思想』第三三巻第九号。  
2009『シティズンシップの政治学 国民・国家主義批判 増補版』(白  
澤社)。  
2010「家族の新しい可能性へ 国家からの家族の解放はどこまで可能  
なのか?」『ジェンダーと法』No. 7。
- Okin, Susan 1979 *Women in Western Political Thought* (Princeton: Princeton  
University Press). 田林葉・重森臣広『政治思想のなかの女 その西洋的伝

統』(晃洋書房, 2010年)。

Pateman, Carole 1988 *The Sexual Contract* (Cambridge: Polity Press).

Pitkin, Hanna F. 1995 “Conformism, Housekeeping, and the Attack of the Blob: The Origins of Hannah Arendt’s Concept of the Social” in B. Honig (ed). 岡野八代・志水紀代子訳「画一主義, 家政, そしてブラップの襲撃 ハンナ・アーレントにおける社会的なるものという概念の起源」『ハンナ・アーレントとフェミニズム』所収。

Shanley, Mary L. 1982 “Marriage Contract and Social Contract in Seventeenth-Century English Political Thought” in Elshtain (ed.).

関 曠野 2004 「皇太子が言ったこと 一つの注釈」『現代思想』第三二巻第一〇号。

杉田孝夫 1999 「カントの家族観(上)」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第五二巻。

2000 「同上(下)」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第五三巻。

Tronto, Joan C. 1996 “Care,” in Hirschmann and Stefano (eds.) *Revisioning the Political: Feminist Reconstructions of Traditional Concepts in Western Political Theory*. (Colorado: Westview Press).

2005 “Care as the Work of Citizens: A Modest Proposal” in Marilyn Friedman (ed.) *Women and Citizenship* (Oxford: Oxford University Press).

West, Robin 2002 “The Right to Care” in E. F. Kittay and E. K. Feder (eds.) *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependency* (NY: Rowman & Littlefield).

Young, Iris M 1995 “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship” in Ronald Beiner (ed.) *Theorizing Citizenship* (Albany: SUNY Press). 施光恒訳「政治体と集団の差異」『思想』867号(一九九六年九月)。